

## 災害等対応のための共助基本協定

安中市（以下「甲」という。）と株式会社ウイズウェイストジャパン（以下「乙」という。）は、双方が地域の持続的な発展を目指し、持続的な廃棄物処理事務のための応援活動、相互連携に関する協定を以下のとおり締結する。

### （目的）

第1条 地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合や不法投棄等により

地

域環境に支障を及ぼすおそれのある場合（以下「災害等」という。）、ごみ処理事業を持続的に運

営

するためには、平時からの官民連携による廃棄物処理事業は不可欠である。

2 前項を踏まえ、本協定は、甲が、乙の管理する施設を利用して、適正かつ円滑に地域の復旧並びに活性化に資する支援活動を実施するために必要な事項をさだめるものとする。

### （応援活動の内容）

第2条 この応援・連携活動の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害発生時の廃棄物の処分のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- (2) 不法投棄等の廃棄物の処分のための施設等の提供
- (3) 甲の施設によるごみ処理の持続的実施していくための施設等の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害等で緊急的な要請のあった事項
- (5) 前各号の掲げる活動を継続実施するための施設等の整備・維持
- (6) 前各号に掲げる活動を継続実施するための地域住民への普及啓発支援

### （応援要請）

第3条 甲は、災害等で乙に応援を要請する際には、次に掲げる事項を可能な範囲で明らかにし、

要

請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号の掲げるもののほか必要な事項

(平時の連携活動)

第4条 甲及び乙は、この協定による応援が円滑に行われるよう、平時から廃棄物処理事業(ごみ受入業務及び粗大ごみ処理施設・最終処分場運転管理業務委託)を通じて以下の活動に努めるものとする。

- (1)防災担当者、環境担当者の相互情報交換
- (2)地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画その他必要な行政資料の提供
- (3)調達可能な物資等情報の相互交換

(費用負担)

第5条 第2条の規定による応援に要した費用は、原則として応援を要請した甲が負担する。  
2 第4条の規定による平時の連携に要した費用は、原則として各々が負担することとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項(具体の発動条件、応援方法及び応援受入れ対応方法等)については、協定締結後双方が継続して協議を行うこととする。

(適用)

第7条 この協定は、甲及び乙による「ごみ受入業務及び粗大ごみ処理施設・最終処分場運転管理業務委託契約」の締結期間内に適用する。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年10月23日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号  
安中市 代表者  
市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区大成町2-224-1  
株式会社ウィズウェストジャパン  
代表取締役